

港区立芝浦港南区民センター及び港区立台場区民センターの管理運営に関する基本協定書 の管理運営に関する基本協定書の変更協定書

港区(以下「甲」という。)と公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団(以下「乙」という。)は、令和6年3月22日付で締結した「港区立芝浦港南区民センター及び港区立台場区民センターに関する基本協定書」(以下「原協定」という。)第52条の規定に基づき、原協定の一部変更について、次のとおり協定を締結し、令和8年4月1日から適用する。

- 1 原協定書第17条第2項及び第42条第2項並びに第3項を追加し次のように改める。

(本施設の改修等)

第17条

- 2 本施設の修繕については、1件につき200万円(消費税を含む。)を超えるものについては、甲が自己の責任及び費用負担において実施するものとし、1件につき200万円(消費税を含む。)以下のものについては、乙の責任及び費用負担において実施するものとする。

(甲による指定の取消し等)

第42条 (省略)

- 2 前項の規定により指定を取り消し、又は本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、これによって乙に生じた損害、損失又は新たに乙が負担することとなった費用について、甲はその賠償の責めを負わない。
- 3 第1項の規定により指定を取り消し、又は本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、甲は乙に対し、これによって甲に生じた損害、損失又は新たに甲が負担することとなった費用について、その賠償を請求することができる。

- 2 本変更協定書に定めのない事項又は本変更協定書について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

- 3 本変更協定書は令和8年4月1日から適用する。

本変更協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 港区芝公園一丁目5番25号

港 区

港区長 清 家 愛 ㊟

乙 港区赤坂四丁目18番13号

公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団

理 事 長 田 中 秀 司 ㊟